

町内会慶弔・見舞・謝礼基準

(目 的)

- 1.この基準は、粟田町内会（以下「本会」という。）の慶弔・見舞・謝礼に関する事項の基準を定める。

(表 彰)

- 2.本会の運営及び文化・厚生・福祉事業等での功労及び社会的な善行のあった会員又は団体に対して、次の取扱いにより役員会での承認を受け表彰する。
 - (1)会員が表彰に該当すると認めた者については、表彰推薦書（第1号様式）を会長に提出し推薦する。
 - (2)表彰は、文化祭又は役員会等において本会功労者として、会長より表彰状又は感謝状を授与し、祝い金として金 5,000 円を贈呈する。

(弔 意)

- 3.会員に死亡があった場合は、会長又は担当区の理事が会員を代表して弔意を表し、弔慰金として金 5,000 円をご霊前にお供えする。

(見 舞)

- 4.会員が火災・土砂崩壊・風水害等により被災した場合は、会長が被災状況を判断し、被害に応じて金 30,000 円を限度とし見舞金を給付する。ただし、大規模災害の発生時には、この定めを適用しない。

(謝 礼)

- 5.会員が役員会の指示により特別な業務に従事した場合は、業務終了後、食事会等により慰労することができる。但し、その費用は、1人当たり 3,000 円を限度とし、業務状況によりその都度、役員会で決定する。

(粟田まつり行事)

- 6.粟田まつりで本会が特定の技能を有する会員に協力を依頼した場合は、次により謝礼をする。ただし、粟田まつり実行委員又はボランティアとして参加する会員は除く。

項 目	謝 礼 金	適 要
太鼓の指導と実施	4,000 円	
専門職の作業指導と実施	4,000 円	
寄付関係代書	2,000 円	
太鼓の打ち手	1,000 円	メインメンバー(3名)
	500 円	サブメンバー
舞台の踊り手	5,000 円	1 グループ

(改 訂)

- 7.この基準は、会長が提案し役員会の承認を得て改定する。

平成 23 年 6 月 19 日制定

平成 27 年 2 月 15 日改正

所管部署：会計